

平成28年度第2回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

日時	平成29年3月16日（木曜日） 午前10時から午前11時45分まで
場所	長久手市役所 西庁舎3階 学習室1・2
出席者 (敬称略)	愛知県瀬戸保健所 健康支援課 課長補佐 木村誠子 名古屋東公共職業安定所 統括職業指導官 田中一男 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト 就労支援コーディネーター 松尾俊明 長久手市身体障害者福祉協会 会長 金田紀代子 ウェンディの箱 代表 鈴木厚子 ほっとクラブ 会長 山口恭美 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長 野村賢治 愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科 教授 吉川雅博【計画評価部会長、 計画策定部会長】 障がい者相談支援センター 相談員 鈴木聖美【児童教育支援部会長】 社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所 施設長 燈明泰伸【就労支援部会長】 特定非営利活動法人百千鳥 理事長 竹田晴幸【福祉サービス支援部会長】 長久手市福祉部 部長 山下幸信 <オブザーバー> 尾張東部地域相談支援アドバイザー 川上雅也 <事務局> 福祉部福祉課 課長 浅井俊光、課長補佐 近藤かおり、福祉係長 野田聡、 主任 宇井正幸 同子育て支援課 課長 山端剛史、課長補佐兼子ども家庭係長 岡藤彰彦 同健康推進課 課長補佐 遠藤佳子
欠席者 (敬称略)	希望の会 会長 青山美奈子 長久手市民生委員児童委員協議会 副会長 水野美々子 長久手市教育委員会 教育部教育総務課 指導主事 大井雅夫
議題	(1) ながふく障がい者プランの改訂について (2) 今年度の各専門部会の取組状況について (3) 来年度の障がい福祉に関する新規事業について (4) 障害者差別解消法について
傍聴者	1人

議事録

1 あいさつ（福祉部長）

今年度は、障害者差別解消法の施行により、障がい者への配慮や対応について改めて見

直す年となりました。また、福祉まつりにおいても、障がい福祉をテーマに実施されるなど、市民の方にとっても障がい者が少し身近に感じられたのではないかと思います。

さて、本日の議題ですが、ながふく障がい者プランの策定から来年度末で3年が経過し、計画の見直し時期となります。その計画改訂の概要について事務局から報告させていただきます。また、各専門部会の取組状況と来年度の取組について各専門部会長から報告いただきたいと思います。委員のみなさまにおかれましては、積極的なご発言をお願いします。

2 議題

[ここからは、障がい者自立支援協議会設置要綱に基づき、福祉部長を座長とし会議を進行]

(1) ながふく障がい者プランの改訂について

＜資料1、資料2、資料3、ながふく障がい者プラン概要版をもとに事務局からながふく障がい者プランの改訂について説明＞

ながふく障がい者プランは、第3次障がい者基本計画と第4期障がい福祉計画の2つの要素を盛り込んだ計画となっており、このプランの改訂をPDCAサイクルの手法により実施していきたい。現在、各専門部会と担当課でながふく障がい者プランの重点施策に取り組んでおり、評価については計画評価部会で審議し、審議の結果を受けて計画策定部会で集中的に協議していきたいと考えている。このことに伴い、長久手市障がい者自立支援協議会専門部会設置要綱を改正した。また、来年度の計画改訂は、平成29年度末で計画期間が終了する第4期障がい福祉計画の改訂が中心となるが、併せて第3次障がい者基本計画の中間見直しも行いたいと考えている。前期までにどのようなことができたのかを整理し、今後3年間で取組むことについて協議していきたい。

また、計画改訂のスケジュール案は資料2のとおり予定している。現在は、アンケートの発送準備を進めているところである。また、児童福祉法の改正により、障害児福祉計画を策定する必要があるため、この計画についても、ながふく障がい者プランに盛り込んだ形で策定していきたいと考えている。

委員：国の第5期障がい福祉計画の基本指針に児童発達支援センターの記載があった。

長久手市においてもどのようにしていくのか協議していかないといけない。また、医療ケアが必要な児童の支援が重視された内容となっている。精神障がい者への支援についても記載されており、地域包括ケアシステムをこの計画にどのように盛り込んでいくのか検討する必要がある。地域生活支援拠点の整備は、平成32年度末までに延長されることとなった。

(2) 今年度の各専門部会の取組状況について

＜資料4をもとに各専門部会長及び事務局から各専門部会等の取組について報告。また、障がい者相談支援センター相談員からセンターでの相談受付状況について報告。＞

① 児童教育支援部会

部会長：今年度は、現在まで2回の部会を開催しており、今年度取り組んでいた「療育支援体制構想（案）」については内容確認を行い、検討を一旦終了とした。また、今後の部会運営について意見交換を行ったが、放課後等デイサービス事業所が5事業所に増えたことも踏まえ、質の向上を目指した取組をしていきたいと考えている。

② 就労支援部会

部会長：今年度は、計3回の部会を開催した。この部会が担当する重点施策について、1つ目の「農福連携」については、個別に各事業所で取り組んでいるところである。また、2つ目の「就労支援コーディネーターの設置」については、専門的に役割を持つ人の必要性は共有できたが、設置方法や今後サービスが新設される就労定着支援事業所との関連について協議をしていきたいと考えている。3つ目の「市役所での就労体験の実施」については、今年度から福祉部内に限定されているが実施が開始され、来年度以降は他課にも広げていきたいと考えている。今年度実施して好評であった進路相談会と事業所見学ツアーを来年度も引き続き実施していく。即売会については、様々な場所で販売ができるようになり、事業所に対する理解は広がりつつあると実感しているが、売り上げがまだ少ない。事業所の負担にもなるため、今後の実施方法について検討していく必要がある。優先調達については、長久手市の協力体制は良いが、まだ少ない状況である。

③ 福祉サービス支援部会

部会長：この部会のテーマとして、質の向上、必要な社会資源の開発がある。幸い本市は事業所が増えつつあるが、他市では放課後等デイサービス事業所が指定取消となった事例もある。質の高いサービスを提供していきたい。また、部会で現在協議しているながふく障がい者プランの重点施策は、グループホームと移動支援のことであるが、共通の課題として人員不足が挙げられる。移動支援についてみると、学生とのニーズは合うのだが、資格を取る必要がありネックとなっている。現在ヘルパーとして活動している人も障がいに関する研修を受ける機会がなく、障がい者の支援に戸惑っていることもある。名古屋市では独自の養成講座を実施しているので、それを参考にしていきたい。

④ 計画評価部会

部会長：ながふく障がい者プラン（第3次障がい者基本計画と第4期障がい福祉計画）の進捗状況の確認と評価を行い、その結果については、市ホームページに掲載されている。

⑤ 計画策定部会

部会長：先ほど事務局から説明があったとおり、来年度にかけてながふく障がい者プ

ランの改訂を行っていくので、計画策定部会が中心となって協議していきたい。

⑥ 精神障がい者支援部会

事務局：開催できていなかった精神障がい者支援部会について、先日第1回目を開催した。訪問看護事業所、病院、家族会、保健所、相談支援センターなど日頃精神障がいに関わる方々に集まっていただき、精神障がいの支援で課題となっていることを挙げてもらった。最近では、問題が複雑化しているケースも多く、家族全体を支援しなければいけないケースもある。来年度については、引き続き部会を定期的で開催していくとともに、緊急案件のケースも最近増えてきているのでその対応策について検討する作業部会を設置し、協議していきたいと考えている。

⑦ 地域生活支援部会

事務局：地域生活支援部会も開催できていなかったが、先日第1回目を開催した。各相談機関に集まっていただき、現在の相談受付状況や課題について聞き取りを行った。この部会を開催するに至った経緯としては、高齢・障がい世帯、多問題を抱える世帯、引きこもりなど、様々な機関が関わるケースが増加しているため、そうした問題に対応できる体制づくりを目的としている。今後は、2か月に1回のペースで定期的開催することとし、事例検討を積み重ねることにより、様々なケースに対応できるよう研究していきたいと考えている。

⑧ 事務局会議

事務局：事務局会議は今年度に計7回の会議を開催している。協議内容としては、新規事業所がいくつかできたため、各専門部会への参加について確認したり、障がい者相談支援センターでの日頃の相談業務で課題が出てきているので、課題解決に向けた取組をどの部会で担当していくのか整理した。また、事務局会議で担当するながふく障がい者プランの重点施策は、基幹相談支援センターの設置と個別訪問調査の実施の2つがある。基幹相談支援センターについては、このあとの議題3の中で紹介させていただくが、個別訪問調査については、今年度から実施を開始しており、概要については添付資料のとおりである。来年度の取組としては、基幹相談支援センターの設置に向け協議を進めていくのと、地域生活支援拠点の整備についても来年度県から指標が示されるようなので、その内容を確認して本市に合った設置方法について検討していきたいと考えている。

⑨ 障がい者相談支援センター

相談員：障がい者相談支援センターの運営を相談員3人と事務員1人で行っている。今年度9月から2月までの相談者数は、月平均140人ほどで件数にして約440件であった。12月以降に相談件数が一気に増え、人数はそれほど増加していないので1人に対して複数回対応しているケースが増加していると考えられる。また、年間では累計約480人ほどの方と関わっており、相談業務で感じることは、事業

所が対応すべきこともあると思うので、事業所の質の向上も必要であると感じている。

【就労支援部会に対する質疑】

座長：市役所での就労体験事業の実施状況はどのようなか。

事務員：現在は、福祉部限定で実施しているが、各課から依頼したい事務内容を挙げてもらい、各事業所へ提示している。事業所にはリストの中から受注したい業務を抽出してもらってマッチングを行っている。業務内容は、入力作業であったり、送付物の封入作業、シュレッダーなどをしていただいている。また、作業場所は、日頃の事務の雰囲気を感じてもらうために、各課の普段の事務スペースの中で行うようにしている。

【福祉サービス支援部会に対する質疑】

委員：自身は第三者評価に関わっているが、愛知県社会福祉協議会で評価基準が示されているので、参考にしてもらいたい。制度を知られていないせいかもしれないが、なかなか第三者評価が進んでいない。評価項目も掲載されているものなのでぜひ参考にさせていただきたい。

【事務局会議】

委員：市内の事業所が増えてきているが、新しい事業所は、障がい者自立支援協議会に関わっているのか。

事務局：どこかの専門部会には参加いただいている。

【全体】

委員：児童に関して言えば、来年度は変換の年になるかと思う。長久手市内の放課後等デイサービス事業所は、まだ開所して日が浅いところが多い。制度改正により減算対象になる可能性もある。その後も課長会議資料などで情報が出てきているので、事業所へ情報提供すると良いかと思う。また、就労支援部会で協議されている就労支援コーディネーターは、国が示している就労定着支援事業所の内容を確認していく必要がある。グループホームについては、スプリンクラー問題が挙げられる。法改正によりグループホームが減ってしまう恐れもある。そして、個別訪問調査については、実施して終わりではいけない。継続性をもって実施していく必要がある。

委員：先日アクト主催の会議に参加したが、他の事業所の方と話しているとテーマが利用者確保となっている。自事業所をどうしていくのかを考えているのだと思うが、まち全体をみるようになってほしい。各事業所がこのまちにどのようなニーズがあるのか知らないことが多い。一体的に取り組める様になると良いかと思う。

委員：ネットワーク会議を年2回開催し、就労移行支援事業所や特別支援学校にお集まりいただいた。圏域で約40名の参加があったが、利用者確保という声がか

に挙がっており、企業も求人を出すがなかなか集まらない状況である。人に来てほしいというものが中心となると、利用者のニーズと異なってくる。

委員：地域生活支援部会が開催されたが、以前は社会資源が足りないという現実があったのだが、増えてきた現在でも支援から漏れてしまう人たちがいる。引きこもりや医療度の高い人などがあげられるかと思うが、社会資源が増えても支援ができていない人を、日頃相談業務に従事する者が、まちの状況を知らないのではいけないということで開催されたという認識でいる。

委員：社会福祉法人の制度改革があり、地域貢献が必須となり自法人も社会貢献を行っていきたくと考えている。最近では、町内会の会合が月1回あるので、参加をしているが、地域の方はよく地域のことを知っている。そうした地域の人とどのように協力していくのか考える必要があり、長久手市全体でネットワークができると良いと思う。

委員：家庭内の問題やご家族への暴力などで警察から連絡が入ることがあるが、そういった事件が起こる前の段階で何かできないのか検討していきたい。他市では、早い段階で発見できる仕組み作りを行っているところもある。地域生活支援部会で事例を重ねていけると良いかと思う。また、保育園への巡回相談も定期的にできると良いかと思う。

委員：最近では、ワンストップが求められている。縦割りではない体制を作らないといけない。

事務局：予防的なものは課題だと捉えている。現在は、健康推進課と協力し、5歳児の保護者にアンケートをし、その結果により相談の場を設けたり、保健師が児童館に出向き相談業務を行ったりしている。今後も横の連携を図っていきたい。

委員：市民の方は、障がい者の方と接点がなく、障がい者と聞くとどのような人なのかとても気にされるが、そういった方は普段の生活の中にすでにいるかと思う。地域住民とどのように取り組んでいくのか考えていかないといけない。

委員：障害者差別解消法について、どのように市民に伝えていくのか、今後の課題である。

(3) 来年度の障がい福祉に関する新規事業について

＜資料5をもとに事務局から来年度の障がい福祉に関する新規事業について説明＞

平成30年4月に基幹相談支援センターの設置を目指しており、来年度その準備として相談員を1名増員する。その者については、基本的には計画相談を受け持たず、基幹型移行への準備に特化してもらう予定である。また、現在高齢者向けに実施している配食サービスを障がい者にも拡大していく予定である。また、来年度新たに長湫南保育園で障がい児保育が開始される。

(4) 障害者差別解消法について

事務局：以前の本会議で、この障がい者自立支援協議会は、障害者差別解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」の役割も担うことを承認いただいたので、議題として挙

げさせていただいたが、下半期において障がい者から差別に関する相談はなかった。

委員：差別を受けたらどこに相談して良いのか分からないのではないか。名古屋市では、専門の相談センターが設置された。

委員：障害者差別解消法に関する研修を定期的実施していかないといけない。新人職員への研修もあり、人事課が横断的に実施していくべきであると思う。対応要領の内容について伝えていく必要がある。職員が法律の理解をしていないと、障がい者の声が福祉課まで届かないことがあるのかもしれない。

事務局：市全体に広げていきたいと考えている。また、事業所に対しても周知をしていきたいと思う。

事務局：新人職員に対する研修については、福祉課により毎年実施しているが、その他については、対応要領策定時しか行っていなかった。定期的研修を行う必要があるのかもしれない。

委員：差別を理解していない人もいるのかもしれない。知的障がいの人と健常者では、異なってくる。また、制度を利用できない人は、そのまま引きこもりになってしまってもいけないので、制度とは別に通えるような場があると良いかと思う。

委員：障がいはそれぞれ特性があるので、その特性に合わせ配慮した対応をしていただきたい。それが法律の趣旨である。

閉会